

件名	松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例
主管課	健康課
関係課	福祉課
改正対象	
根拠法令等	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第5条
制定理由	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を行うことを目的として松前町子育て世代包括支援センターを設置するため、新たに制定するものである。
制定の主な内容	松前町子育て世代包括支援センターの設置に伴い、位置、業務、開所時間、閉所日等、必要な事項を規定する。
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	